



平成20年6月6日

各位

会社名 カップ・クリエイト株式会社
代表者 代表取締役社長 徳山 桂一
(コード番号7421 東証第1部)
問合せ先 取締役財務本部長 中井 鉄太郎
電話番号 048-650-5100

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成20年6月6日開催の当社取締役会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」につき、下記の通り決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 新株予約権を無償で発行する理由
当社および当社子会社の取締役および従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とし、次の要領により新株予約権を発行する。
2. 新株予約権の割当日
平成20年6月24日
3. 新株予約権の発行数
2,974個（新株予約権1個あたり50株）
上記発行数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。
4. 新株予約権の発行価額
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
但し、有利発行には該当しない。
5. 新株予約権の目的たる株式の種類および数
当社普通株式 148,700株
6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価格」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価格は以下のとおりとする。
割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値または発行日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。
なお、割当日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価格を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価格で新株を発行または自己株式の処分をする場合またはこれに準ずる場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後 行使価額} = \frac{\text{調整前 行使価額} \times \left(\frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行前の株価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新株式発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

また、当社が割当日後、資本の減少、合併または会社分割等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社の合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

7. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額
未定(平成20年6月24日に決定予定)
8. 新株予約権の行使期間
平成22年6月1日～平成30年5月25日
9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
会社計算規則第40条第1項の定めに従い算出される資本金増加限度額の2分の1の金額を資本金として計上し(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切上げた額とする)、その余を資本準備金として計上する。
10. 新株予約権の割当対象者の内訳
24名(当社取締役9名および当社従業員15名)
11. 本新株予約権の行使の条件
 - ア. 株予約権を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、および従業員であることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他の正当な理由のある場合はこの限りではない。
 - イ. 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
 - ウ. 新株予約権の相続人は新株予約権を行使できないものとする。

以上